

熊本県職員障がい者活躍推進計画の実施状況について

1 計画目標の達成状況

①採用に関する目標

<目標値> 障害者雇用率 法定雇用率以上

<実績値> 障害者雇用率 3.17% (法定雇用率 3.0%)

※令和8年6月1日現在

②定着に関する目標

<目標値> 採用後1年間の定着率 100%

<実績値> 令和7年度採用職員の1年後定着率 100%

2 令和7年度の実施状況

(1) 障がいのある方の活躍の場の提供

- 障がい者を対象とする選考採用試験を実施し、令和8年4月には5人を採用。

【過去5年の採用試験の状況】

採用年度	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
採用予定者数	5人	5人	5人	5人	5人
採用者数	5人	3人	3人	3人	5人

- 障がい者の基本的な労働習慣の定着や能力向上を図り、一般企業等での継続的な就労を支援するため、県庁内各部局からの依頼による定型的業務を行う「ワークオフィス」の非常勤職員として雇用。

【ワークオフィスにおける障がい者雇用数】

11人 (※令和8年6月1日現在)

(2) 障がいのある職員の活躍に向けた職務環境の整備

- 障がいのある職員に対し、必要な配慮事項や希望する職務等を記載する「合理的配慮調書」の提出を依頼。提出された調書は、職員本人の意向を踏まえた上で、職場の人事担当者等とも共有し、適切な合理的配慮を提供。
- 障がいの特性に応じた就労支援機器、支援者等の導入により、働きやすい職務環境を整備。

【就労支援機器、支援者等導入の例】

（視覚障がい者）

PCへの音声読み上げ装置や文字拡大装置の設置、リーディングアシストの配置、専用大型モニタの設置

（聴覚障がい者）

電話の音声を大きくする装置の設置、研修等における手話通訳・要約筆記者の派遣、音声文字化アプリの配備

（３）障がいのある職員の活躍に向けた体制整備

- 障害のある職員の相談窓口として、人事課に専用のメールアドレスを設置。
- 障害者雇用促進法第７９条に規定する「障害者職業生活相談員」に、人事課職員６名を選任。
- 「障害者職業生活相談員」に選任された職員及び障害のある職員が配属された所属の担当者は、障害者職業生活相談員資格認定講習を受講。その他、全職員の必修項目として、「障がいの理解」に関する職場研修を実施。